

## 財団法人横浜市消費者協会の公益認定申請について（報告）

### 1 公益認定の申請について

財団法人横浜市消費者協会は、公益目的事業を主たる目的とする法人であることから、公益法人制度改革関連3法（平成20年12月1日施行）に基づき、本年3月29日に神奈川県知事に対して公益財団法人への移行認定の申請を行いました。

今後、「神奈川県公益認定等審議会」からの答申結果を受けて、神奈川県知事から認定の可否について通知される予定です。

### 2 公益財団法人移行後の指定管理施設の管理運営について

財団法人横浜市消費者協会は、平成23年度から27年度の5年間、指定管理者として横浜市消費生活総合センターの管理運営を行っています。

公益財団法人移行後も、①「横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与する」という目的や事業内容が大きく変わらないこと、②他の団体との合併も行われなことから、公益財団法人へ移行後も法人としての同一性は保持されます。

したがって、再指定の手続きを行わずに、引き続き横浜市消費生活総合センターの管理運営を行います。

#### ●公益法人制度改革により指定管理者が新たな法人に移行する場合の本市の取扱い

- ・法人としての同一性が保持されている場合 → 再度の指定は**不要**
- ・法人としての同一性が保持されていない場合 → 再度の指定は**必要**

### 【参考1】現法人 財団法人 横浜市消費者協会の概要

財団法人 横浜市消費者協会は、横浜市消費者センター（昭和49年7月開所）の運営の充実を図るため、昭和54年3月に設立された本市の外郭団体です。

- (1) 基本金 5,000千円（うち横浜市出資額：5,000千円 本市出資割合：100%）
- (2) 代表者 理事長 日和佐 信子（雪印メグミルク株式会社 社外取締役）
- (3) 所在地 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階  
横浜市消費生活総合センター内
- (4) 主な事業
  - ア 横浜市消費生活総合センターの管理運営及び事業実施（指定管理者）
  - イ 計量検査受託事業

**【参考2】現法人と移行後の法人の目的及び事業の比較**

	移行後の法人の定款（案）	（財）横浜市消費者協会寄付行為
目的	<p><b>【第3条】</b>  この法人は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の権利を尊重し、消費者教育及び啓発活動を推進するとともに、消費者被害救済を支援することによって、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p><b>【第3条】</b>  この法人は、消費者教育及び啓発並びに消費者活動支援並びに消費者保護事業を推進するところによって、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的とする。</p>

	移行後の法人の定款（案）	（財）横浜市消費者協会寄付行為
事業	<p><b>【第4条】</b>  この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>（1）消費生活に関する相談及び苦情処理  （2）消費生活に関する講座の開催など消費者教育及び啓発資料等の発行  （3）消費生活に関する情報の収集及び提供  （4）消費生活に関する資料の収集及び展示  （5）消費生活に関する商品テストその他商品の実習  （6）消費者の主体的な活動支援のための施設の提供  （7）消費生活に関する施設の管理・運営  （8）計量法に基づく定期検査及び計量啓発  （9）その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p><b>【第4条】</b>  この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>（1）消費生活に関する講座・講演会等の開催及び啓発資料等の発行  （2）消費生活に関する相談及び苦情処理  （3）消費生活に関する商品テストその他商品の実習  （4）消費生活に関する資料の収集及び展示  （5）消費生活に関する情報の収集及び提供  （6）消費者の主体的な活動支援のための施設の提供  （7）横浜市から委託される横浜市消費生活総合センターの管理・運営及びその他消費生活に関する事業  （8）横浜市から委託される特定計量器の定期検査に関する事業  （9）その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>